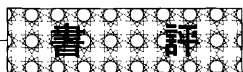


Title	大島通義著 総力戦時代のドイツ再軍備：軍事財政の制度論的考察
Sub Title	
Author	神野, 直彦
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1997
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.89, No.4 (1997. 1) ,p.698(160)- 701(163)
JaLC DOI	10.14991/001.19970101-0160
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970101-0160">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970101-0160</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



大島通義 著

『総力戦時代のドイツ再軍備  
——軍事財政の制度論的考察——』

同文館，1996年，400頁

1

慎ましやかに表現しても本書は、日本で財政学の研究にかりそめにも手を染める者にとって、待望久しき大著だということができる。評者が財政学の研究に志を抱き始めた頃、恩師佐藤進教授が日本の財政学界の動向を総括した一文で、日本の財政学界でこれから期待される研究業績として、その第一に、本書の筆者である大島通義教授によってドイツ財政史に関する研究が纏められることを挙げられていた。本書はまさに、このように学会の期待を一身に集めていた筆者が、永年にわたって心血を振り注いだドイツ財政史研究を世に問うた総決算の書ということができる。

とはいえ、筆者のドイツ財政史研究は、対象期間を一つ取り上げてみても、1871年のドイツの国家統一から始まり、膨大なストックを形成している。ところが、本書の研究対象は、「第三帝国の財政史」に限定されている。より正確に言えば「第三帝国における再軍備財政」に分析の焦点を絞っている。したがって、本書が筆者のドイツ財政史研究における総決算の書といっても、筆者のこれまでの研究をすべてカバーして編纂されたというわけではないのである。

しかし、19世紀後半のドイツ財政に始まり、ヴァイマル共和制のもとにおける財政過程の分析と格闘してきた筆者にとって、ヴァイマル共和制の財政の歴史的帰結としての第三帝国の財政過程を

分析することは、筆者のこれまでのドイツ財政史研究を総括する上で、当然の研究対象だということができる。だが、本書にはドイツ統一以降のドイツ財政史を追求してきた筆者が、歴史的過程に従って、次に当然取り上げるべき課題の分析という以上の意義があるように思える。それは本書が筆者の気の遠くなるような周到な準備と、長期にわたる模索の末に、纏め上げられていることにも示唆されている。

本書の初出論文として『三田学会雑誌』に掲載された「ヒトラー・国防軍・会計検査院」、「第三帝国における軍事費の手形金融」、「〈危機〉の年（1938年）の財政過程」の諸論文を指摘できるとはいえ、筆者自身が自負するように「それらはほとんど原型をとどめないまでに書きかえられて」いる。しかも、本書の最も重要な特色は、未公開の統計資料が周密に整理され、それらが見事に駆使されて、密度の高い実証が完成されている点にある。

このように筆者が、周到な準備のもとに、本書の錦絵を織り上げようとしている背後には、本書にはこれまでのドイツ財政史研究の取り纏めという以上の筆者の意図が隠されていると考えられる。その隠された意図とは、永年にわたるドイツ財政史研究を通じて、筆者が渉猟してきた財政史学の方法論の提起にあるということができる。その意味で本書は筆者の財政史研究のエピローグというよりも、筆者が提起した新たな財政史学の方法論にもとづく未踏の研究への旅立ちのプロローグということができる。

2

もっとも、本書は極めて禁欲的に叙述され、財政史学の方法論そのものが、明示的に展開されているわけではなく、あくまでも第三帝国の財政史に叙述を限定するという体裁をとっている。しかし、その財政史の課題を筆者は、国民社会主義ドイツ労働者党というイデオロギーで武装した政党

と国家との関係を、財政面から分析することに当初、置いていたと説明している。このように政党と国家との関係に焦点を絞って「財政」を分析しようという筆者の意図には、財政から政治的要素を切り離そうという財政学のメイン・ストリームに対する批判が込められていることは間違いない。

もっとも、こうした当初の意図は断念され、第三帝国の再軍備財政へと分析の焦点が絞り込まれていく。しかし、そうした再軍備財政の分析もガイヤー (M. Geyer) などの最近の軍事史研究を踏まえながら、「財政史研究の側からの軍事史への越境」に筆者の企図がある。

ところが、こうした企図をするからには、「拠るべき分析の枠組みも通常の財政論のそれとはことならざるをえない」と、筆者は主張する。この筆者の提唱する「通常の財政論」とは相違する分析の枠組みこそ、「財政の制度」に着目する「制度論的考察」ということができる。そのため本書のサブ・タイトルも、「軍事財政の制度論的考察」と付けられている。

しかし、この「制度」とは租税「制度」、予算「制度」というような狭義の財政上の諸「制度」を意味しているわけではない。予算過程における大蔵省と各省庁と政府、財政統制における議会と政府と会計検査院などというような政治上の「制度」をも含んでいる。つまり、筆者は国家と社会のインターフェイスとして「制度」を捉え、そうした「制度」に規定される政治・経済上の主体との相互関連において財政を分析しようとしている。こうした「制度論的考察」こそ、筆者が暗示する財政史学の方法論ということができる。

こうした「制度論的考察」という方法論は、筆者の考えでは、財政という社会現象の多元性そのものに根拠があると理解されているように思える。そのため本書は、これまでの財政史研究では思いも寄らない、以下のような極めて斬新な三部構成となっている。

第Ⅰ部 再軍備財政とその統制

第Ⅱ部 「計画」による再軍備の財政過程

### 第Ⅲ部 再軍備とライヒ財政政策

こうした構成をみればわかるように本書は、常識的に考えられるような年代記的叙述方法を採用してはいない。つまり、本書は1920年代中頃から1939年頃までのドイツの再軍備財政を、歴史的過程に沿って叙述するのではなく、分析視角に対応した構成を導入するという極めてユニークな叙述方法をとっているのである。

### 3

本書の三部構成のうち、第Ⅰ部の「再軍備財政とその統制」では、再軍備財政と財政統制の問題が分析され、第Ⅱ部の「『計画』による再軍備の財政過程」では、再軍備財政が「戦争の工業化」という認識にもとづく軍備拡充計画との関連で、第Ⅲ部の「再軍備財政とライヒ財政政策」では、再軍備財政が財政全体の動向との相互関連において、別扱されている。つまり、本書は制度論的アプローチから、再軍備財政の基本的な枠組みとなる財政統制の問題を第Ⅰ部でまず分析し、そうした制度的枠組みに規定される再軍備財政を、再軍備財政の上位政策としての軍事政策と財政政策との関連において、第Ⅱ部と第Ⅲ部で明らかにするという構成になっている。こうした構成を採用することによって本書は、第三帝国の再軍備財政の内部構造と外的関連を立体的に分析し、その全体像を見事に浮き出させている。

再軍備財政と財政統制問題を取り上げている第Ⅰ部は、筆者が史料探索の過程で出会った「1933年4月4日の政府決定」の原史料にもとづいて組み立てられている。というよりも、筆者は「1933年4月4日の政府決定」を第三帝国における再軍備財政を読み解く鍵と位置づけ、本書全体がそれによって論理構成されているというべきかもしれない。

この1933年4月の政府決定は、国防軍が必要としている資金調達を政府が保証し、国防省予算に対する大蔵省統制の排除を定めている。これによ

って、再軍備財政は外部統制が及ばない領域となり、国防省はまさに国家のなかでの「例外国家」となったのである。

しかし、このように議会や政府が統制しえない「超法規的」財政統制の存在を、筆者は必ずしも1933年1月にヒトラーが政権についたことによる劇的な変更とは位置づけない。それよりも制度論的アプローチから、ヴァイマル期との連続面に着目する。つまり、筆者はこれまでの研究が注意を払ってこなかったヴァイマル期における「超法規的」な財政統制の存在に分析のメスを入れていく。

それがヴェルサイユ体制の打破という国民的合意を背景に、国防軍によって展開されたヴァイマル期の秘密再軍備財政への分析である。国際法にも国内法にも違反する再軍備を、議会統制からも隔離し遂行する国防軍による秘密再軍備財政の存在こそ、第三帝国における国防軍による統制なき再軍備財政の原型となっていく。

そうしたヴァイマル期から第三帝国への財政統制の連続過程を、筆者は制度論的アプローチから、国防軍と他の諸主体との関連で描き出していく。その結果として1933年4月の政府決定は、ナツィスによる促進にもとづくものではなく、再軍備官僚を中心とする国防省が、社会諸集団の激しい闘争の中から、勝ち取った要求だということが明らかにされている。

#### 4

再軍備集団とその上位にあるマスタープランとしての再軍備計画との関係を分析する第II部でも、ヴァイマル期に築かれた基礎の上に、第三帝国の再軍備が展開されるという連続過程の視点が貫かれている。つまり、ヴァイマル期の秘密軍備計画の核心は、兵員数の増員ではなく、国防軍のテクノクラートが第一次大戦の苦い経験から、「戦争遂行の工業化」という動員時の物的装備の充実を目指すことにあり、それを基礎にヒトラー政権の再軍備が展開されていくことが明らかにされてい

る。

第I部には「第1章 再軍備体制とその統制」と「第2章 国防軍財政の『自律化』」が配置されていたが、第II部では「第3章 再軍備政策の展開」で、前述したようなヴァイマル期から連続して展開する第三帝国の再軍備政策が分析されている。さらに第II部では企業と国防軍との関係に焦点を当て、ヴァイマル期を対象とした「第4章『独占企業』体制下の軍需調達」と、第三帝国を対象とした「第5章 軍需生産の『民営化』」が配置されている。

第4章ではヴァイマル期の秘密再軍備のための軍需調達方式と軍需生産の契約関係、さらに恐慌期に国防軍が政府支出拡大による軍需企業救済と将来の財源確保の可能性を察知し、独自の恐慌対策を志向していくことが明らかにされている。第5章では第三帝国の軍備経済が、企業を軍需生産に従事させる資金調達に焦点を絞って考察されている。陸軍では陸軍兵器局主導で展開した陸軍専用工業企業と呼ばれる特殊形態の企業の形成過程が、空軍では政府資金による航空機製造企業への資産参加と政策金融が分析されている。

再軍備財政と国家財政全体との関係を考察する第III部は、財政実態を対象として「第6章 ライヒ財政収支の発展」と、財政の決定過程を対象とする「第7章 財政政策の諸局面」とから構成されている。いずれの章とも第三帝国期ばかりでなく、ヴァイマル期をも連続的に考察している。

もっとも、財政実態あるいは財政制度を分析対象としている第6章では、ヴァイマル期から第三帝国期への連続制を認めながら、機能的に大きな変化が生じたことが強調されている。しかも、本書のテーマからして当然のことながら、第三帝国期に新たに登場した軍事費の手形金融に焦点が当てられる。この手形金融について筆者は、原史料の考察を怠ったために生じた、これまでの誤った理解を、ライヒスバンクの国民統計局が作成した文書にもとづいて修正し、メフォ手形の流通実態を再構成している。

第7章は再軍備政策展開のもとでの予算過程論となっている。この章で興味深い点は、初期のヒトラー政権が雇用創出政策と再軍備政策との選択に迫られていたという通説を否定し、ヒトラー政権が直面していたのは、再軍備の規模と方法に過ぎないという点を明らかにしていることである。

5

この緻密な実証の書を以上のような要約では、もとより語り尽くせるわけではない。しかも、実証密度の高さに眼を奪われ、本書を最近では忘れ去られた戦時財政の単なる実証研究と片付けてはならない。本書の偉大な学問的貢献は「制度論的考察」という新たな財政史学の方法論を提起して、それにもとづく見事な実証研究を完成している点にある。

制度論的アプローチから国防軍官僚に着目し、そうした国防軍官僚が予算運営の自主権を勝ち取り、再軍備財政を展開していく過程が本書では、心憎いまでに跡付けられている。再軍備のための手形金融を考察したのは、シャハトの率いるライヒスバンクだとしても、そもそも手形金融にもとづく資金調達を要求したのは国防軍官僚であった。その目的も、国防軍官僚が恐慌からの脱出を求める企業の要求ではなく、恐慌から軍需企業体制を保護するという国防軍官僚の政策意図によっている。しかも、予算に関する国防軍への授権そのものにしても、ナツィスによって促進されたわけではなく、国防軍官僚が企図していたのである。

しかも、重要な点は筆者がこうして新たな方法論にもとづいて明らかにしたファクト・ファインディングは、筆者が未来に向かって発しているメッセージだと読み取れる点にある。それこそ、忘却の彼方に押しやられようとしている戦時財政の分析に、筆者が固執する所以だと思われてならない。

筆者はハンナ・アレント (Hannah Arendt) の「あらゆる経済法則は畢竟、人間が自分で定めた

経済行動の掟」であるという言葉を引用しつつ、本書の最後をヴァイマル共和制が「あえてした財政統制についての超法規的措置の代価の高さもまた、あらためて問われざるをえないだろう」と結んでいる。ここに筆者が、本書を玩味することによって、現実の財政の中から聞こえる地獄の前奏曲を聞き分け、それをブレイク・スルーするメッセージを込めていると考えるのは、評者の読み込みすぎであろうか。いずれにしろ本書は、未来に残す久々の古典となることは間違いない。

神野直彦

(東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授)